

島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第40号

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、次の各号に掲げる手数料は、それぞれ当該各号に掲げる」を「次の各号に掲げる手数料に係る事務をそれぞれ当該各号に掲げる指定試験機関等が行う場合にあっては、当該各号に掲げる手数料をそれぞれ当該各号に掲げる」に改め、同項中第12号を第14号とし、同項第11号中「別表60の項第2号」を「別表60の項第3号」に、「（昭和25年法律第202号）第15条の6」を「第15条の6第1項」に改め、同号を同項第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

(13) 別表60の項第4号の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録及び同項第5号の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録を受けていることの証明に係る手数料 建築士法第26条の3第1項に規定する指定事務所登録機関

第3条第1項第10号の次に次の1号を加える。

(11) 別表60の項第1号の二級建築士又は木造建築士の免許及び同項第2号の二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付又は再交付に係る手数料 建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の20第1項に規定する指定登録機関

別表60の項第1号中「18,000円」を「19,200円」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第5条第2項の規定に基づく二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付又は再交付を受けようとする者 5,900円

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

島根県手数料条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
○島根県手数料条例 〔平成12年3月17日 島根県条例第5号〕	
第1条・第2条　〔略〕	第1条　〔略〕 (手数料の納付及び額) 第2条 別表の中欄に掲げる者は、手数料を納付しなければならない。この場合において、当該手数料の金額は、同表の右欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ同欄に定める額とする。
(指定試験機関等の収入とする手数料)	
第3条 前条の手数料のうち次の各号に掲げる手数料に係る事務をそれぞれ当該各号に掲げる指定試験機関等が行う場合にあっては、当該各号に掲げる手数料をそれぞれ当該各号に掲げる指定試験機関等に納付しなければならない。 (1)～(10)　〔略〕 (11) 別表60の項第1号の二級建築士又は木造建築士の免許及び同項第2号の二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付又は再交付に係る手数料 建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の20第1項に規定する指定登録機関 (12) 別表60の項第3号の二級建築士試験又は木造建築士試験に係る手数料 建築士法 第15条の6第1項に規定する指定試験機関 (13) 別表60の項第4号の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録及び同項第5号の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録を受けていることの証明に係る手数料 建築士法第26条の3第1項に規定する指定事務所登録機関 (14) 〔略〕 2 〔略〕	第3条 前条の手数料のうち、次の各号に掲げる手数料は、それぞれ当該各号に掲げる _____ 指定試験機関等に納付しなければならない。 (1)～(10)　〔略〕 〔新設〕 (11) 別表60の項第2号の二級建築士試験又は木造建築士試験に係る手数料 建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6に規定する指定試験機関 〔新設〕 (12) 別表61の項第2号の宅地建物取引主任者資格試験に係る手数料 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の2に規定する指定試験機関 2 前項の規定により指定試験機関等に納付された手数料は、当該指定試験機関等の収入とする。 (納付時期) 第4条 第2条の手数料は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるときに納付しなければならない。 (1) 許可、免許、登録、認可、認定等又はこれらの更新許可、免許、登録、認可、認定等又はこれらの更新の申請をするとき。 (2) 免許証、指定証、使用者証、登録票等の交付、授与、再交付、書換え、訂正又は更新 免許証、指定証、

使用者証、登録票等の交付、授与、再交付、書換え、訂正又は更新の申請をするとき。

- (3) 試験、検査、検定又は講習 試験、検査、検定又は講習の願を提出するとき。
- (4) 各種証明書の交付又は再交付 証明書の交付又は再交付を申請するとき。
- (5)～(17) [略]

第5条～第7条 [略]

附 則 [略]

別表（第2条関係）

手数料の種別	手数料を納めなければならない者	手数料の額
1～59 [略]		
60 建築士 法関係手数料	(1) [略] (2) 法第5条第2項の規定に基づく二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付又は再交付を受けようとする者 (3) [略] (4) [略] (5) [略]	19,200円 5,900円
61～67 [略]		

別表（第2条関係）

手数料の種別	手数料を納めなければならない者	手数料の額
1～59 [略]		
60 建築士 法関係手数料	(1) 建築士法（以下この項において「法」という。）第4条第2項又は第3項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者 〔新設〕	18,000円
	(2) 法第13条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者	16,900円
	(3) 法第23条第1項又は第3項の規定に基づく一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録を受けようとする者 ア 一級建築士事務所 イ 二級建築士事務所又は木造建築士事務所	15,000円 10,000円
	(4) 法第23条第1項又は第3項の規定に基づく一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録を受けていることの証明を受けようとする者	500円
61～67 [略]		